

盛岡市監査委員告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

令和元年 5 月 30 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菅 原 和 彦
同	小 山 田 正 美
同	八 木 橋 美 紀

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 31 年 3 月 26 日付け 30 盛監第 63 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 教育委員会事務局及び教育機関に係る指摘事項          |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                        |

1 盛教生第11号  
令和元年5月24日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成31年3月26日付け30盛監第63号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 指摘事項（課名等 教育委員会事務局生涯学習課）

- (1) 寄附の受領に当たり、寄附採納の手続が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 補助金交付契約の締結に当たり、契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書が添付されていない事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ注意したものであり、適正な事務の執行を求める。
- (3) 公の施設の指定管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - ア 業務の再委託について市長の事前承認を受けていないもの
  - イ 年間修繕料の金額が明確に示されていないもの

#### 2 措置の状況

##### (1) 措置の内容

###### ア 1(1) について

指摘を受けた寄贈品に係る寄附採納の手続を行うとともに、応募、選考等により寄贈を受ける場合にも、所定の手続きが必要であることを課内に周知徹底した。

###### イ 1(2) について

課内で指摘事項に関して共有を行い、契約に際して必要書類を確認するよう、課員に指示した。

ウ 1 (3) アについて

協定書等に定められている協議，届出，報告等の事項を一覧化したリストを作成した。

エ 1 (3) イについて

年間修繕料の金額について指定管理者との間で確認を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 1 (1) について

原因は，当該寄贈品については募集への応募及び寄贈団体の選考を経て受贈した物品であったため，指定管理者において寄附に当たらないと認識していたことによるものである。

今後についても，応募，選考等により寄贈を受ける場合にも所定の手続きが必要であることを課内で共有し，寄贈を受ける場合の事務マニュアルを整備することにより，再発防止に努める。

イ 1 (2) について

原因は，前回の定期監査後に課内研修を実施し，周知したにも関わらず，担当が変わる際に注意すべき事項として引継ぎが行われていなかったことによるものである。

後は，課員全員が閲覧する事務引継書に契約に際して注意すべき事項を記載し，担当が変わっても適正な事務の執行が行われるよう複数での確認を徹底し，再発の防止に努める。

ウ 1 (3) アについて

原因は，指定管理者及び当課において管理運営に関する基本協定書に定める手続きに対する理解が不足していたことによるものである。

後は，事業計画，実績報告等の提出時に，指定管理者及び当課においてリストに基づき確認及び精査を徹底することにより，再発防止に努める。

エ 1 (3) イについて

原因は，管理運営に関する基本協定書中の仕様書における記載の不備を見過ごしていたことによるものである。

後は，令和2年度からの指定期間の更新に向けて，基本協定書等の改訂に係る確認及び精査を徹底することにより，再発防止に努める。

1 盛教上公第7号  
令和元年5月23日

盛岡市監査委員 工藤由春  
盛岡市監査委員 菅原和彦  
盛岡市監査委員 小山田正美  
盛岡市監査委員 八木橋美紀様

盛岡市教育委員会教育長 千葉仁一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成31年3月26日付け30盛監第63号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 上田公民館）
  - (1) 業務委託契約に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
    - ア 年間の作業計画書の承認を行っていないもの
    - イ 業務日報を保管していないもの
    - ウ 特別清掃作業に係る履行確認を行っていないもの
  - (2) 業務委託契約に当たり、部分下請負業者承認通知に公印が押印されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
  - (1) 措置の内容
    - ア 指摘事項 (1) アについて  
清掃業務委託仕様書第9「清掃作業計画及び報告」(1)に基づき、当該契約に係る年間作業計画書の承認について館内研修を実施し、周知徹底を図った。
    - イ 指摘事項 (1) イについて  
清掃業務委託仕様書第9「清掃作業計画及び報告」(2)に基づき、当該契約に係る業務日報の保管について館内研修を実施し、周知徹底を図った。
    - ウ 指摘事項 (1) ウについて  
清掃業務委託仕様書第9「清掃作業計画及び報告」(3)に基づき、当該契約に係る特別清掃作業の履行確認について館内研修を実施し、周知徹底を図った。

エ 指摘事項 (2) について

教育機関文書規程（平成4年教育委員会訓令第19号）第18条第1項に基づき、契約関係文書の当該契約に係る部分下請負業者承認通知書の公印押印について館内研修を実施し、周知徹底を図った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項 (1) アについて

原因は、清掃業務委託仕様書に対する担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、清掃業務委託仕様書に則った適正な事務を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを行い、再発防止に努める。

イ 指摘事項 (1) イについて

原因は、清掃業務委託仕様書に対する担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、清掃業務委託仕様書に則った適正な事務を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを行い、再発防止に努める。

ウ 指摘事項 (1) ウについて

原因は、清掃業務委託仕様書に対する担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、清掃業務委託仕様書に則った適正な事務を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを行い、再発防止に努める。

エ 指摘事項 (2) について

原因は、教育機関文書規程（平成4年教育委員会訓令第19号）に対する担当職員の認識不足及び職員相互のチェック不足によるものである。

今後は、教育機関文書規程に則った適正な事務を行うよう、文書主任を中心に相互チェックを行い、再発防止に努める。

1 盛教飯第3号  
令和元年5月27日

盛岡市監査委員 工藤由春  
盛岡市監査委員 菅原和彦  
盛岡市監査委員 小山田正美  
盛岡市監査委員 八木橋美紀様

教育長 千葉仁一

定期監査結果に基づく措置について（通知）

平成31年3月26日付け30盛監第63号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（教育委員会飯岡地区公民館）

- (1) 物品の購入に当たり、完結文書に見積書を保管していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 使用料の徴収に当たり、指定金融機関等への払込みが遅滞している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

物品の購入に当たり、財務規則及び文書規程に基づく適正な文書管理及び支払証明書の管理のために、完結文書へ見積書を保管するよう研修を実施し周知徹底した。

イ 指摘事項(2)について

現金の取扱いに当たり、盛岡市財務規則(昭和46年規則第33号)及び盛岡市現金等取扱事務要領に基づく会計事務の研修を実施し周知徹底を図った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、財務規則及び文書規程について担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、担当者においては起票の際に見積書の有無を再確認し、確実に関係書類とともに綴ることとし、他の職員においては決裁の段階で関係書類の保管について担当者に再確認するほか、四半期を目処に定期的に関係書類の有無、記載内容等について再確認を行うこととし、再発防止に努める。

#### イ 指摘事項(2)について

原因は、週末に受領した現金について担当職員が他の職員への引継ぎを行わずに、翌営業日に休暇を取得したため、払込みが出来なかったものである。

今後は、現金を受領したときは複数の職員で確認を行うとともに、休暇取得の際は、現金・納入通知書の有無について複数の職員に引継ぎを行うこととし、再発防止に努める。

1 盛教都函第 2 号  
令和元年 5 月 28 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会  
教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 3 月 26 日付け 30 盛監第 63 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

##### 1 指摘事項（都南図書館）

物品の購入に当たり、完結文書に見積書を保管していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

##### 2 措置の状況

###### （1）措置の内容

物品の購入に当たり、財務規則及び教育機関文書規程に基づき、適正に見積書を保管するよう、職場研修を行い、職員に周知徹底を図った。

###### （2）原因及び再発防止策の内容

原因は、財務規則及び教育機関文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、関係規定に則った適正な事務を行うよう、複数の職員による相互確認を徹底し、再発防止に努める。



30 盛教洪図第 3 号  
平成 31 年 3 月 27 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市教育委員会  
教育長 千 葉 仁 一

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 31 年 3 月 26 日付け 30 盛監第 63 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（教育委員会教育機関 渋民図書館）
  - (1) 個人番号届出書を使用せずに個人番号を収集しているもの
  - (2) 特定個人情報保護管理体制報告書を提出していないもの
- 2 措置の状況
  - (1) 措置の内容
    - ア 指摘事項(1)について  
人夫等賃金の支払いに必要となる個人番号を個人番号届出書により収集することについて、館員に徹底を図った。
    - イ 指摘事項(2)について  
未提出だった「特定個人情報保護管理体制報告書」について平成 31 年 2 月 7 日に個人情報保護管理者(総務部長)あてに提出した。  
また、特定個人情報保護管理体制の整備に係る通知内容について館内研修を行った。
  - (2) 原因及び再発防止策の内容
    - ア 指摘事項(1)について  
原因は、報酬等の支払いに係る個人番号の取扱いについて(平成 27 年 12 月 24 日会計課長通知)の認識不足によるものである。

今後は、通知を熟知しながら個人番号届出書により、個人番号を収集することとし再発奉仕に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、特定個人情報等の保護管理体制の整備について(平成 27 年 12 月 14 日個人情報保護管理者総務部長通知)の認識不足によるものである。

今後は、異動等により管理体制に変更が生じた場合及び、新たに特定個人情報を取り扱う事務が生じた場合は報告書を提出することを徹底し、再発防止に務める。